

令和5年度 第2回
桐生市公共工事等入札監視委員会会議録

開催期日	令和5年11月14日(火) 9:55~11:30
開催場所	市役所2階 201会議室
出席委員	委員長 中山 裕子 (税理士) 委員長代理 松原 雅昭 (大学院名誉教授) 委員 内田 光人 (弁護士)
市側出席者	総務部長、契約検査課長、都市整備部長、都市整備部副部長、 産業経済部長、水道局長、他約20名
	<p>今回の会議においては、次の事項について審議等が行われた。</p> <p>1. 抽出結果の報告 今回の抽出当番委員である内田委員から次のとおり抽出結果の報告があった。 (抽出結果報告) 令和5年度上半期に発注した工事159件、測量コンサルタント等の委託19件の中から、入札金額・落札率に着目し、7件を抽出した。</p> <p>2. 抽出事案の審議 審議概要は、下記のとおり。</p> <p>3. その他</p> <ul style="list-style-type: none">・ 次回の委員会の抽出委員は、中山委員長となった。・ 次回の委員会の開催予定日は令和6年7月予定とし、4月に日程調整することとなった。

委員	担当課及び事務局
<p>1. 指名競争入札 重伝建地区等トイレ整備給排水衛生設備工事 管く担当：建築住宅課 〈工事概要〉 【市単・補助・起債】給排水衛生工事 1式 換気設備工事 1式</p> <p>○C等級とB等級を対象とし、全部で15者選定しているが、C等級とB等級すべて選定しているのか。</p> <p>○一般競争入札にしなかった理由は何があるのか。</p> <p>○予定価格で入札しているところが多いが、各者の積算内訳書は提出してもらっているのか。</p> <p>○各者の積算内訳書の中身は異なっているのか。</p> <p>○積算内訳書の内容で、どういった項目で違いが出るのか。</p> <p>○トイレ整備はなぜ行うのか。</p> <p>○「重伝建地区等」の「等」は何を示しているのか。</p>	<p>●市内のC等級とB等級を全者選定している。</p> <p>●条件付き一般競争入札については、金額の要件が要綱にある。原則として、設計価格1,000万円以上という条件があり、金額が満たないため指名競争入札とした。</p> <p>●各者提出してもらっている。</p> <p>●細かな項目については異なる。 内容の確認を行うのは基本的には落札業者のみ。 時期的にも技術者や会社の空き状況にもよるが、入札金額が高くなってしまったのではないかと予想している。</p> <p>●積算内訳書の全体とすると、細かい内容になっており、資材1個の単価が各者で異なる。事務が煩雑になってしまわないよう、大枠で分かるような部分で提出してもらっている。</p> <p>●既存のトイレがかなり老朽化の進んでいる状態であり、地元の方や観光の方に必要であると判断して実施している。また、他の観光スポットにも行ってもらうように、整備を行った。案内については、本町通りに設置する予定である。</p> <p>●重伝建地区の周辺という意味を含めている。</p>

2. 一者随意契約

桐生市市民文化会館 シルクホール舞台装置整備
工事

機械器具設置〈担当：建築住宅課〉

〈工事概要〉

【起債】 1. 舞台装置整備工事 1式

○既存設備に精通している業者でないと施工が難しいとあるが、図面や仕様書を見ても他の業者が行うことは難しいのか。

○予定価格に関して、特殊なものとする、どのように金額の計算を行ったのか。

○メーカーの見積もりが予定価格の土台にあるということか。

○工期が長めだが、大掛かりな工事なのか。

○定期点検等をしていると思うが、劣化の判定は業者がしているのか。それとも桐生市が判定しているのか。

○ねじは国内では作成できないのか。国内で済ましたほうがいいのか。

●今回の舞台装置に関しては、一体の装置であるため、一部部分を他の業者が行うのは難しい。既存装置に不具合が起きる可能性も考え、同一業者と随意契約とした。

●改修する部分の主な部分は特殊な部材のため、メーカーより見積を徴収している。その他の部分は公的な単価で算出している。

●その通り。

●シルクホールの床が昇降装置になっており、スクリーン方式という方式を採用している。この装置が10mくらいのかかなり大きいねじを使用しており、その制作を海外に依頼するため、輸送も含めて完成までに13か月くらいかかる。そのため、時間を要してしまっている。

●保守点検で老朽化を判断してもらっている。事業担当課が保守の結果を受けて、最終的には市が判断している。

●本工事で交換する大きなねじの製作について請負業者は、材料である長さ10m、直径10cmの鋼材の製作を自社では出来ず、海外の業者に依頼しているため、国内では難しい。完成次第日本に送り、加工を行うが、加工については高い精度が求められるため、自社で製品に合わせ、時間をかけて切削し、ネジ山を加工しているとのこと。

○当該装置は大きい舞台にしかないのか。小ホールにはないのか。

○他のホールも保守点検があると思うが、それもこのメーカーが行うのか。

○契約を予定している業者から見積を徴収すると予定価格に近くなってしまうと考える。金額を調査する手段は他にないのか。

3. 一般競争入札

桐生市市営住宅東三丁目団地耐震及び各所改修工事

建築一式〈担当：建築住宅課〉

〈工事概要〉

【国補・市単】1号棟・2号棟：耐震改修工事 一式、電気設備工事 一式、機械設備工事 一式、外壁改修工事 一式、防水改修工事 一式、エレベーター改修工事（3基）

○東三丁目団地とは何か。また、工事の規模について、この1号棟と2号棟というのは何平米くらいなのか。

○工事の規模が大きいから共同企業体を対象に入札を行っていると思うが、どのくらいの頻度で共同企業体を対象にした入札があるのか。年間に何件かあるのか。

○共同企業体の場合、競争業者が減ると考える。市内業者で限定しているが、ここを緩和するなどし、枠を広げることにはできないのか。

●シルクホールのみを設置している。

●それぞれにメーカーがあつて、必ずそこでやらないといけないのか、他の業者でも大丈夫かは内容によると考える。

●他メーカーでの見積は難しいと考える。不具合が起きた時等も考え、その業者としている。

●東三丁目団地というのは市営住宅であり、桐生市の市営住宅では一番規模が大きい団地となる。2棟に分かれており、1号棟 6,555 平方メートル、2号棟 5,952 平方メートル、合計 12,507 平方メートルである。戸数については各 80 戸で 2 棟合わせて 160 戸ある。

●必ず頻度がある、というわけではないが、年に数件くらいの頻度で行っている。

●実績を踏まえ、市内業者で問題ないと判断した。地元企業育成の観点などもあり、地元の業者で、というような条件にしている。共同企業体の場合は、取扱要綱 6 条のところ指定しているので、基本的には市内業者を選定している。

<p>○建築関係だと、桐生市に本社や営業所、桐生土木企業所の管轄内でランクがついていたと思うが、管轄内でやることは考えていないのか。</p> <p>○何階建ての建物なのか。</p> <p>○市営住宅はいくつ存在しているのか。</p> <p>○順番に耐震工事を行っているのか。</p> <p>○1年に2～3件行えるのか。</p> <p>○エレベーター改修工事3基とあるが、それぞれの棟にいくつずつ設置してあるのか。</p> <p>○機械設備工事とあるが、何を示しているのか。</p> <p>○原価率はどのくらいか。</p>	<p>●管轄内でやるのであれば、みどり市も入ってくる。基本的には市内業者を選定。難しい工事であれば広げることもあるが、今回は市内業者で可能と判断し、市内業者の条件を付けている。</p> <p>●11階建て。</p> <p>●大小あるが、50団地存在している。</p> <p>●その通り。耐震性が確保されていない団地に対して、順番に行っている。</p> <p>●耐震補強設計に時間がかかるため、設計に1年、工事に1年で行っている。本件に関しては規模が大きいため、1年で行えないと判断し、2年で行っている。</p> <p>●それぞれ2基ついているが、使用しているのは3基のため、改修は3基としている。</p> <p>●耐震改修工事で、外壁に補強フレームを入れるが、基礎にあたる部分で既存の配管等にあたってしまう部分があるため、設備配管等の切り回し等が起こるため、それが含まれている。</p> <p>●64%前後である。</p>
<p>4. 指名競争入札 菱町の一部7地籍測量委託（C・E・FI・FII-1工程） 測量業務〈担当：農林振興課〉 〈委託概要〉 国補・県補・市単 調査面積 0.10km² 地籍図根三角測量 細部図根測量（D工程省略） 一筆地測量 一筆地調査</p> <p>○測量業務に関しては等級のようなものはないのか。</p>	<p>●測量業務は工事ではなく、建築コンサルになるため、桐生市では格付けは行っていない。</p>

<p>○工事と異なり、金額は基本的には労務費になるのか。</p> <p>○労務費だけだとばらつきが出るのでは。</p> <p>○似たような金額になる中で、利益の部分等で差が出ているのか。</p> <p>○作業内容をどのように指定してやっているのか。</p> <p>○杭を入れないといけない土地がまだ多くあるのか。</p> <p>○地籍測量と地籍調査はどのような違いがあるのか。</p> <p>○地籍測量と地籍調査は同一業者が行うのか。</p> <p>○黒保根もやっているのか。山のほうが残っているのか。</p> <p>5. 指名競争入札 増設最終沈殿池整備工事 機械器具設置〈担当：境野水処理センター〉 〈工事概要〉 起債 増設最終沈殿池汚泥掻寄機 オーバーホール 1 池分、汚泥掻寄機用減速機 1 台更新、手動鋼板製ゲート 4 台更新、余剰汚泥配管整備 1 式</p> <p>○専門業者を対象としているが、専門業者は全部で何者あるのか。</p>	<p>●基本的には労務費となっている。</p> <p>●群馬県単価で積算をしているため、精度の高い金額になっていると考えている。</p> <p>●利益や地域性などの部分で差がでているのではと考える。</p> <p>●国で決めている基準がある。桐生、利根村、佐野、境町に国の基準点があり、地区を方眼紙のようにして、それぞれ 1 人 1 人の土地に杭を入れるという作業になる。</p> <p>●多くある。これを順番に進めている。</p> <p>●地籍測量は現地で測量を行い、調査は法務局に登録するため、測量したものを図面化する作業になる。</p> <p>●同一業者が行う。</p> <p>●ご認識の通り。山の方はまだあまり進められていない。</p> <p>●桐生市内 8 者、群馬県内 50 者、群馬県以外 181 者、合計 239 者が桐生市に入札参加資格申請の登録をしている。</p>
---	--

<p>○7 者を選定した理由はあるのか。</p> <p>○7 者選定しないといけないのは要綱等があるのか。</p> <p>○工事に必要な機械は、施工業者が調達してきて設置するようなイメージか。</p> <p>○サイズ感や性能とかも含めて細かく指定しているのか。</p> <p>○機械部分の金額は似たような金額になるのか。</p> <p>○労務費の部分は業者毎に違いが出るのか。</p> <p>○積算基準の歩掛を参考にすると同じような金額になるのか。</p> <p>○随意契約にして、施工業者に行ってもらった方がよかったのでは。</p> <p>○随意契約で施工業者と契約する場合と、指名競争入札で施工業者以外に契約する場合の基準等があれば伺いたい。</p> <p>○機械を設置する業者と制作する業者は別になるのか。</p> <p>○特注品をどこに頼むかは業者に任せているのか。</p> <p>○水処理センターについて、桐生は1つのみか。</p> <p>○1 池分とあるが、全部で池は何個あるのか。</p>	<p>●市内の下水道の実績ある業者を選定している。7 者選定しないといけないため、県内県外問わず選定を行った。</p> <p>●要綱で決まっており、1,000 万円以上の場合は 7 者選定する。</p> <p>●特注品は制作してもらっている。部品等は調達。特有のサイズで制作してもらっている。</p> <p>●その通り。</p> <p>●同じようになると考える。</p> <p>●積算基準の歩掛を参考にしている。</p> <p>●同じような金額になる。</p> <p>●処理施設は全国的にもあるため、材料の調達ができ、技術的に経験があればどの業者でも可能だと考える。</p> <p>●機械や改修内容によると考える。搔寄機は上下水で使用し、汎用性があるので、施行経験のある業者がいると考えるため、指名競争入札にしている。</p> <p>●別になる。</p> <p>●業者に任せている。</p> <p>●桐生市には県で管理しているのが 1 か所、桐生市が管理しているのが 1 か所ある。市が管理しているのは境野水処理センターである。</p> <p>●8 池ある。今回はこの中の 1 池。</p>
---	---

<p>○8 池あるため、1 池を工事していても問題はないのか。</p> <p>○更新は定期的に行うのか。</p> <p>6. 指名競争入札 水道山加圧所 送水ポンプ更新工事 (2・3号) 機械器具設置 (担当課：浄水課) (工事概要) 水道局単費 送水ポンプ更新 2台 既設盤機能増設 2面</p> <p>○入札資格のある専門業者は市内と県内と県外から登録されている認識でよいのか。</p> <p>○7 者を選定した基準はどのようなものか。</p> <p>○選定に悩ましい部分がある则认为るが、特定の業者に対して指名が偏らないような工夫はしているのか。</p> <p>○内部的なランク付けはしていないのか。</p> <p>○ポンプ更新とあるが、ポンプのスペックは変更するのか。</p> <p>○給水側と送水側のパイプはそのまま、そのうえでポンプを更新したら、という条件で入札を行っているのか。</p> <p>○ポンプのメーカーなど、ポンプに関して見積もりに差があるのか。</p>	<p>●問題ない。</p> <p>●定期的に行う。8 池あるため、計画的に実施している。</p> <p>●ご認識の通り。</p> <p>●工事实績のある業者を選定している。</p> <p>●様々な業者が入札に参加できるように配慮したいが、特殊な設備もあるため、新しい業者にはリスクがある場合がある。実績を調べながら選定するが、今までの工事实績を重視しているのが現状である。</p> <p>●ランク付けはしていないが、同じような工事实績があることを重視している。</p> <p>●スペックは前回の同じとしている。</p> <p>●その通り。</p> <p>●差がある。</p>
---	---

<p>○2号3号とあるが、これはどういった意味か。</p>	<p>●3台ポンプがあり、1号には不具合がないため、2号と3号を更新するということ。</p>
<p>○ポンプは前回更新から何年経っているのか。</p>	<p>●23年ほど経っている。更新時期はずらして更新をしているが、今回は同時に不具合が起きてしまった。1号は点検の具合を見て、不具合が出てきたら更新を行う。更新する計画はあるが、長寿命化ができればと考えている。</p>
<p>○2台止まっても問題はないのか。</p>	<p>●1号が動いているため、2号を更新する際には1号と3号が動いているため問題ない。2号が完成後、3号を更新する際には1号と2号が動いているため、問題ない。</p>
<p>○「既設盤機能増設 2面」とはどういったことか。</p>	<p>●ポンプが新しくなるため、操作盤や送電盤を改造しないと使用できないため、そのように表記している。</p>
<p>○予定価格の積算方法を伺いたい。</p>	<p>●歩掛や積算基準を使用している。特殊なものは見積徴収をしている。</p>
<p>○見積徴収の相手はどのように選定しているのか。</p>	<p>●ポンプメーカーの業者から見積の徴収をしている。</p>
<p>○ポンプメーカーは指定するのか。</p>	<p>●指定している。</p>
<p>○ポンプメーカーを指定するということは、技術があれば工事は行えるという認識か。</p>	<p>●ご認識の通り。</p>
<p>○メンテナンスはどの業者が行うのか。</p>	<p>●運転管理委託をしているため、その業者が行う。また、市職員も行っている。</p>
<p>○不具合はどのような現象か。</p>	<p>●異音がしている。擦っているような音がするため、異常と判断した。</p>
<p>○不具合部分のみを交換するのでは良くなかったのか。</p>	<p>●20年以上経っているため、総合的に判断すると部分的に交換するよりは更新してしまった方が良いと判断した。</p>

7. 一般競争入札

導配水管改良工事

管〈担当：工務課〉

〈工事概要〉

(国補 市単)

DIP (GX 形) φ 150 導水管改良 L = 415 m

DIP (GX 形) φ 100 配水管改良 L = 153 m

HPP φ 50 配水小管改良 L = 9 m

給水切替 5 箇所

舗装復旧 554 m²

地下式消火栓設置 1 箇所

○DIP (GX 形) とはどのようなことか。

○φは直径ということか。

○L は長さということか。

○単価は公表されているものなのか。

○労務費とかも歩掛を見ると出てくるものなのか。

○入札する業者はそれを見て計算しているということか。

○鋳鉄管に定尺があるのか。

○HPP とはどういった意味か。

○第 9 ということは少なくとも 9 個あるのか。

○水源地の近くではこういった工事が定期的に行われるのか。その場合はどのくらいの頻度でやるのか。それとも不具合があった場合にこういった工事を行うのか。

●DIP はダクタイル鋳鉄管のこと。GX 形は接合形式の名称。

●直径を意味している。内管が 150mm ということ。

●長さを意味している。

●単価自体は公表されている。県の標準単価や建設物価などに基づいて積算している。

●出てくる。

●その通り。

●ある。5m。

●配水用ポリエチレン管のことである。

●現在の水源地が全部で 5 か所。

●管の法定耐用年数が 40 年のため、40 年を経過しているのを順次更新している。

<p>○新里の水源地が5か所ということか。</p> <p>○全て赤城山の方に存在しているのか。</p> <p>○新里北小学校より上に位置しているのか。</p> <p>○「地下式消火栓設置 1箇所」とは</p> <p>○車両の通行はあまりない場所か。</p>	<p>●そのとおり。</p> <p>●そのとおり。</p> <p>●位置している。</p> <p>●消防が火災の起きた時に使用する消火栓。それを水道管と一緒に配置している。</p> <p>●あまりない場所である。</p>
--	--